

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る 暫定指導指針」の改正案に対する意見募集の実施結果 について

平成22年9月29日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(2) 意見募集期間

平成22年8月9日（月）～平成22年9月7日（火）

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 6通（13件）

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	別表に掲げられた分析方法以外にも当該農薬を分析できる方法がある場合は、当該分析方法を使用できるようにすべき。	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針(以下、「暫定指導指針」という)の別表に記載の分析方法は標準的な分析方法です。別の方法により分析する場合は、必要な検出感度が得られるかどうか十分確認を行ってください(暫定指導指針2(5)参照)。
2	テルブカルブは既に登録失効しているのに指針値設定農薬から削除すべき。	今回削除対象とした農薬は、一般に農薬の有効期限が3年程度であることを踏まえ、平成22年4月1日から逆算して登録が失効してから4年以上が経過し、かつ水質調査結果において過去3年間不検出であった農薬を対象としています。 テルブカルブはこの条件に該当しないため、今回削除対象としていません。
3	ゴルフ場においては農薬の適正使用に努めているほか、非管理地に比べ自然保護の面でプラスの側面もあることを考慮し、ゴルフ場は水質汚染防止の協力者という観点で暫定指針の文章を修正してほしい。	環境省では、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査結果を毎年公表しています。近年は指針値を超過する事例は見られておらず、ゴルフ場関係者の方々の農薬の適正使用に係る取組によるものと考えています。 また、ゴルフ場は都市部における生物の貴重な生息・生育場所との指摘もありますが、本暫定指導指針は、ゴルフ場で使用される農薬による水質への影響を防止するために策定されたものですので、その点をご理解ください。
4	ゴルフ場では検査のためのコスト負担が重くなっているため、適切な検体数と適切な回数で実施してほしい。	暫定指導指針は、地方自治体が水質調査を実施する際の留意事項など、地方自治体がゴルフ場を指導する際に参考となるよう定めたものです。なお、地方自治体が行う調査の効率化について通知することとしています。
5	都道府県・市町村により検査方法が異なりすぎるとの意見があるので、統一的に運用されるよう指導してほしい。	ゴルフ場に対する指導については、各地方自治体で対応されており、地域の事情に応じてその内容は多様であると考えますが、具体的な事例があれば環境省までご連絡ください。
6	ゴルフ場で使用される農薬の水質調査の調査件数が減少しているが、より多くのゴルフ場について検査できるよう、調査件数を増やすべき。	指針値を超過する事例が近年見られないことなどから水質調査の件数が減少していると考えられますが、今回、指針値設定農薬数が増加したことから都道府県に対し、必要な水質調査の実施につき、引き続き要請していきます。
7	過去に登録されていた農薬には、新しい知見で毒性が判明し、使用中止や製造禁止されたものがあり、不安である。農薬は次々と新しく開発されており、ゴルフ場の使用実態に合わせた調査と指導をお願いする。	今回の暫定指導指針の改定は、最近のゴルフ場における農薬の使用実態を踏まえて指針値設定農薬の見直し等を行ったものです。
8	暫定指導指針で掲げられた指針値は、人の健康の保護のために設定したとのことだが、	暫定指導指針で掲げられた指針値は、食品安全委員会等により設定されたADIを用いて算定したもので

	生態系や子どもへの影響についても考慮すべき。	す。 また、生態系への影響については、農薬取締法に基づく農薬登録制度において、環境省は水産動植物への被害防止の観点から登録保留基準を設定することとされており、当該基準の設定に鋭意取り組んでいます。
9	<p>暫定指導指針は20年以上前の一部ゴルフ場の排水による水質汚濁により策定されたものであり、その後はゴルフ場業界の意識向上により、ゴルフ場の農薬使用による水質汚濁事故は発生しておらず、環境省の水質調査結果でも指針値を超過するものは近年皆無である。</p> <p>また、ゴルフ場については、緑化機能等の環境保全の要素が再確認されつつある。</p> <p>このため、暫定指導指針はゴルフ場という特定業種のみを対象とするのではなく、全ての農薬使用者を対象としたものに改定すべき。</p>	<p>ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査結果では、近年は指針値を超過する事例は見られておらず、ゴルフ場関係者の方々の農薬の適正使用に係る取組によるものと考えています。</p> <p>また、ゴルフ場は都市部における生物の貴重な生息・生育場所との指摘もありますが、本暫定指導指針は、ゴルフ場で使用される農薬による水質への悪影響を防止するために策定されたものですので、その点をご理解ください。</p> <p>なお、農作物については、農薬の残留基準値が定められていますが、残留基準値は農家が適切に農薬を使用したかどうかを確認するための指標となっており、農林水産省等において調査されています。</p>
10	ゴルフ場で使用される農薬の水質調査が実施されているゴルフ場数が減少しているが、これを改善するため、ゴルフ場事業者に水質分析の実施を義務付けるとともに、その結果を公表させるべき。	暫定指導指針に基づく水質調査は、地方自治体及び環境省地方環境事務所において行われているものです。なお、地方自治体によるゴルフ場に対する指導は、この水質調査の結果を踏まえて効率的に行っています。
11	米軍基地内のゴルフ場における農薬の使用実態について、米軍に対して情報提供の協力を求め、暫定指導指針の改定に当たったの参考情報として加えるべき。	ご意見については今後検討したいと考えています。
12	<p>以下の農薬については指針値を修正すべき。</p> <p>トリクロルホンについては、ADIが0.002mg/kg 体重/日に変更されており、これに基づき、指針値は0.05mg/Lとすべき。</p> <p>フェニトロチオンについては、平成4年の暫定指導指針の改正時に、食品由来の理論最大摂取量を考慮し、0.1mg/L から0.03mg/L とされており、これを再び0.1mg/Lに戻すことには反対である。</p> <p>アセフェートについては、ADIが0.0024mg/kg 体重/日に変更されており、これに基づき、指針値は0.06mg/Lとすべき。</p>	<p>ご指摘のとおり指針値を0.05mg/Lに修正いたします。</p> <p>ご指摘のとおり指針値を0.03mg/Lとします。</p> <p>ご指摘を踏まえ、指針値を0.063mg/Lに修正いたします。</p>
13	テルブカルブは平成10年に失効しているにもかかわらず、指針値は超えていないものの、平成18年から20年にかけて検出されており、その原因を究明すべき。	ご指摘を踏まえ、今後もテルブカルブの水質調査を継続したいと考えています。